

議案第101号

磐田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定
について

磐田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を別紙のように
制定するものとする。

令和7年11月25日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- (1) 磐田市香りの博物館の設置、管理及び廃止に関する事務（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、磐田市香りの博物館のみに係るものと含む。）。
- (2) スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）。
- (3) 文化に関する事務（次号に掲げるものを除く。）。
- (4) 文化財の保護に関する事務。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に法令、条例若しくは教育委員会規則（以下この項において「法令等」という。）の規定により磐田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がした本則の事務に係る処分その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに法令等の規定により教育委員会に対してなされた本則の事務に係る申請その他の行為で施行日以後に市長が管理し、及び執行することとなるものは、施行日以後においては、市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（磐田市文化財保護審議会条例の一部改正）

3 磐田市文化財保護審議会条例（平成17年磐田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「磐田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に、「教育委員会に対し」を「市長に対し」に改める。

第3条第2項、第4条第2項及び第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（磐田市地域史編さん委員会条例の一部改正）

4 磐田市地域史編さん委員会条例（平成17年磐田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（磐田市香りの博物館条例の一部改正）

5 磐田市香りの博物館条例（平成17年磐田市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「磐田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条ただし書中「又は教育委員会」を削り、同条第3号中「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条、第8条、第9条第1項、第11条ただし書、第12条ただし書、第13条及び第17条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第18条中「教育委員会が規則で」を「市長が別に」に改める。

（磐田市埋蔵文化財センター条例の一部改正）

6 磐田市埋蔵文化財センター条例（平成17年磐田市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「磐田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

（磐田市旧赤松家記念館条例の一部改正）

7 磐田市旧赤松家記念館条例（平成17年磐田市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「磐田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改める。

第5条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条中「教育委員会が規則で」を「市長が別に」に改める。

（磐田市竜洋郷土資料館条例の一部改正）

8 磐田市竜洋郷土資料館条例（平成17年磐田市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「磐田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」
を「市長」に改める。

第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条中「教育委員会が規則で」を「市長が別に」に改める。

（磐田市歴史文書館条例の一部改正）

9 磐田市歴史文書館条例（平成19年磐田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「磐田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」
を「市長」に改める。

第5条から第8条までの規定、第10条及び第11条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第12条中「教育委員会が規則で」を「市長が別に」に改める。

（磐田市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

10 磐田市スポーツ推進審議会条例（平成26年磐田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条、第3条第2項及び第8条中「教育委員会」を「市長」に改める。

磐田市文化財保護審議会条例新旧対照表（附則第3項関係）

現行	改正案
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>磐田市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して<u>教育委員会</u>に対し建議する。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>市長</u>の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して<u>市長</u>に対し建議する。</p>
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の中から<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者の中から<u>市長</u>が委嘱する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3・4 略</p>
<p>(臨時委員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 臨時委員は、<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>3 略</p>	<p>(臨時委員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 臨時委員は、<u>市長</u>が委嘱する。</p> <p>3 略</p>
<p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>

磐田市地域史編さん委員会条例新旧対照表（附則第4項関係）

現行	改正案
<p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>

磐田市香りの博物館条例新旧対照表（附則第5項関係）

現行	改正案
<p>(事業)</p> <p>第3条 磐田市香りの博物館（以下「博物館」という。）は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、<u>磐田市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 磐田市香りの博物館（以下「博物館」という。）は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、<u>市長</u>が必要と認める事業</p>
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 博物館の管理は、法人その他の団体であって、<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 博物館の管理は、法人その他の団体であって、<u>市長</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。</p>
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、<u>市長又は教育委員会</u>のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その他博物館の管理上、<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、<u>市長</u>のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) その他博物館の管理上、<u>市長</u>が必要と認める業務</p>
<p>(指定管理者の指定)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。</p> <p>2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、<u>教育委員会</u>に申請しなければならない。</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、前項の規定による指定の申請があったときは、第5条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。</p>	<p>(指定管理者の指定)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。</p> <p>2 第4条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、<u>市長</u>に申請しなければならない。</p> <p>3 <u>市長</u>は、前項の規定による指定の申請があったときは、第5条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。</p>
<p>(事業報告書の提出義務)</p>	<p>(事業報告書の提出義務)</p>

現行	改正案
<p>第8条 指定管理者は、毎年度終了後、博物館の管理業務に関する事業報告書を作成し、<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第9条 <u>教育委員会</u>は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(開館時間)</p> <p>第11条 博物館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第12条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第13条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>2 指定管理者が前項の義務を履行しないときは、<u>教育委員会</u>がこれを代行し、その費用を指定管理者から徴収することができる。</p>	<p>第8条 指定管理者は、毎年度終了後、博物館の管理業務に関する事業報告書を作成し、<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第9条 <u>市長</u>は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができます。</p> <p>2 略</p> <p>(開館時間)</p> <p>第11条 博物館の開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ<u>市長</u>の承認を得て、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第12条 博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ<u>市長</u>の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第13条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第9条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、<u>市長</u>の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>2 指定管理者が前項の義務を履行しないときは、<u>市長</u>がこれを代行し、その費用を指定管理者から徴収することができる。</p>

現行	改正案
<p>(損害賠償の義務)</p> <p>第17条 指定管理者又は入館者は、博物館の施設又は設備若しくは展示物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について<u>教育委員会</u>の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(損害賠償の義務)</p> <p>第17条 指定管理者又は入館者は、博物館の施設又は設備若しくは展示物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について<u>市長</u>の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p>
<p>(委任)</p> <p>第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>

磐田市埋蔵文化財センター条例新旧対照表（附則第6項関係）

現行	改正案
<p>(事業)</p> <p>第3条 磐田市埋蔵文化センター（以下「埋文センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、<u>磐田市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 磐田市埋蔵文化センター（以下「埋文センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、<u>市長</u>が必要と認める事業</p>
<p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>

磐田市旧赤松家記念館条例新旧対照表（附則第7項関係）

現行	改正案
(事業)	(事業)

現行	改正案
<p>第3条 磐田市旧赤松家記念館（以下「記念館」という。）は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その他<u>磐田市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業</p> <p>（損害賠償の義務）</p> <p>第5条 入館者は、記念館の建物又は設備若しくは展示資料を損傷し、又は亡失したときは、その損害について<u>教育委員会</u>が定める額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が規則で定める。</p>	<p>第3条 磐田市旧赤松家記念館（以下「記念館」という。）は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その他<u>市長</u>が必要と認める事業</p> <p>（損害賠償の義務）</p> <p>第5条 入館者は、記念館の建物又は設備若しくは展示資料を損傷し、又は亡失したときは、その損害について<u>市長</u>が定める額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>

磐田市竜洋郷土資料館条例新旧対照表（附則第8項関係）

現行	改正案
<p>（事業）</p> <p>第3条 磐田市竜洋郷土資料館（以下「資料館」という。）は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、<u>磐田市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。</p> <p>（損害賠償の義務）</p> <p>第4条 入館者は、資料館の建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について<u>教育委員会</u>の裁定する額を賠償しなけ</p>	<p>（事業）</p> <p>第3条 磐田市竜洋郷土資料館（以下「資料館」という。）は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、<u>市長</u>が必要と認めること。</p> <p>（損害賠償の義務）</p> <p>第4条 入館者は、資料館の建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について<u>市長</u>の裁定する額を賠償しなけ</p>

現行	改正案
<p>ればならない。ただし、<u>教育委員会</u>がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が規則で定める。</p>	<p>ればならない。ただし、<u>市長</u>がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>

磐田市歴史文書館条例新旧対照表（附則第9項関係）

現行	改正案
<p>(事業)</p> <p>第3条 磐田市歴史文書館（以下「文書館」という。）は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前各号に定めるものほか、<u>磐田市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）が必要と認める事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 磐田市歴史文書館（以下「文書館」という。）は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前各号に定めるものほか、<u>市長</u>が必要と認める事業</p>
<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 文書館の文書等を利用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付すことができる。</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 文書館の文書等を利用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付すことができる。</p>
<p>(利用許可の制限)</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する文書等については、利用に供しないものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(利用許可の制限)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する文書等については、利用に供しないものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
<p>(利用の許可の取消し等)</p>	<p>(利用の許可の取消し等)</p>

現行	改正案
<p>第7条 <u>教育委員会</u>は、第5条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>公益上教育委員会</u>が特に必要と認めたとき。</p> <p>2 前項の規定により、利用者に損害が生じても、<u>教育委員会</u>はその責めを負わない。</p> <p>（入館の制限）</p> <p>第8条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>（損害賠償の義務）</p> <p>第10条 利用者及び入館者は、文書館の建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について<u>教育委員会</u>の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>がやむを得ないと認めるとときは、この限りでない。</p> <p>（運営審議会）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 審議会に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p> <p>（委任）</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が規則で定める。</p>	<p>第7条 <u>市長</u>は、第5条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、若しくは利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>公益上市長</u>が特に必要と認めたとき。</p> <p>2 前項の規定により、利用者に損害が生じても、<u>市長</u>はその責めを負わない。</p> <p>（入館の制限）</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>（損害賠償の義務）</p> <p>第10条 利用者及び入館者は、文書館の建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について<u>市長</u>の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>がやむを得ないと認めるとときは、この限りでない。</p> <p>（運営審議会）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 審議会に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p> <p>（委任）</p> <p>第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>

磐田市スポーツ推進審議会条例新旧対照表（附則第10項関係）

現行	改正案
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、<u>教育委員会</u>の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関する<u>教育委員会</u>に意見を述べることができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、<u>市長</u>の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関する<u>市長</u>に意見を述べることができる。</p> <p>(1)～(7) 略</p>
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、<u>教育委員会</u>が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、<u>市長</u>が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>
<p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>